

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第六十六条第一項の規定により、令和七年四月一日に設立する地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「法人」という。）に権利及び義務を承継させるので、法第六十六条第二項の規定により、次のとおり関係書類を閲覧に供する。

なお、債権者が広島県に対して有する債権を法人に承継することについて異議がある場合は、次のとおり書面でその旨を述べることができる。

令和七年一月二十三日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

#### 一 関係書類の閲覧

##### 1 閲覧に供する書類

法人の成立の日現在における法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類

##### 2 閲覧場所

広島市中区基町一〇番五二号

広島県病院事業局県立病院課（広島県庁本館六階）

##### 3 閲覧期間及び時間

令和七年一月二十三日から令和七年二月二十五日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

#### 二 異議の申し出

##### 1 異議を申し出ることができる期間及び時間

令和七年一月二十三日から令和七年二月二十五日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

##### 2 異議の申出先

広島市中区基町一〇番五二号

広島県病院事業局県立病院課（広島県庁本館六階）